



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 24 年 1 月号

《 所長便り 》

謹んで新年のお祝辞を申し上げます

旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年もよろしく願いいたします。

さて、新春号は、毎年恒例三上税理士法人&行政書士事務所の決算公開号となっています。顧問先のみ別紙にて公開となります。皆さんが私の事務所の決算と経営計画を見てどう思うか？ハラハラドキドキです。少しでも社長の皆様が経営計画を見て、「計画を作るのも良いものだな」と刺激を受けてもらえれば幸いです。もし、経営計画の作成の仕方がわからないということであれば、アドバイスしますので、何なりとお申し付けください。

《 経営情報 》 文責：栗田

マイカーを利用して通勤する人が受ける通勤手当について、その通勤の距離に応じ、1ヶ月あたり一定の金額(距離比例額)までは源泉所得税が非課税とされています。例えば、通勤距離が片道 15 キロメートル以上 25 キロメートル未満なら 11,300 円までが非課税とされています。

それでは、11,300 円を超えて支給した場合はどうなるのでしょうか。

平成 23 年までは、通勤距離が片道 15 キロメートル以上の場合は、距離比例額を超えても、運賃相当額(交通機関を利用したならば負担することになる、1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額)が距離比例額を超える場合には、運賃相当額(上限 10 万円)まで非課税とされていました。

つまり、通勤距離が片道 15 キロメートルのマイカー通勤の人であっても、「もし」通勤のためにバスを使った場合のその運賃が 1ヶ月 20,000 円であれば、交通費として 20,000 円までが非課税、それを超える金額は課税、とされていたのです。

しかし、改正によりこの措置は廃止となりました。

平成 24 年 1 月 1 日からは、マイカー通勤の人が距離比例額を超えて通勤手当の支給を受けた場合、距離比例額を超える金額については、給与として源泉所得税の課税の対象となります。

つまり、上記のマイカー通勤の人は、運賃相当額の金額に関わらず、交通費として 11,300 円までが非課税、それを超える金額は課税、となります。

なぜこのような改正が行われたのでしょうか。

電車通勤をした方が、マイカー通勤より二酸化炭素の排出量が減ると言われています。そこで、マイカー通勤より電車通勤をした方が非課税限度額が大きくなるようにすることで、地球環境にも配慮した”グリーン化”を税制面から後押しする、ということなのです。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

通勤距離が片道 15 キロメートル未満である場合にはもともとこのような措置は取られていなかったため、変更はありません。また、電車やバス等の交通機関を利用して通勤する人に対する通勤手当の取扱にも変更はありません。

《 今月の税務 》

- ・ 11 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…1 月 31 日
- ・ 5 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…1 月 31 日
- ・ 源泉徴収票の交付 期限…1 月 31 日
- ・ 支払調書の提出 期限…1 月 31 日
- ・ 給与支払報告書の提出 期限…1 月 31 日
- ・ 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…1 月 31 日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 4 期分) 納付期限…1 月 31 日

《 行楽日記 》 文責：三上奈穂

11 月前半の飛石連休を利用して、車で四国一周の旅に行ってきました。私も夫も初めての四国旅行であったため、3泊4日で四国4県の全部に行くという強行スケジュールで、名古屋から往復で 1300 km も走りました。初日の宿泊先が愛媛県の道後温泉とかなり遠かったため、香川県は残念ながらうどんを食べただけで通過して、愛媛県に突入しました。愛媛県では寄り道をしながら道後温泉に到着し、かの有名な道後温泉に入ってきました。明治時代に作られた温泉施設がこんなにきれいに残っているのは全国でもここだけのことです。皇族専用の浴室もあり、いままでに大正天皇と昭和天皇が入られたそうです。松山市は、道後温泉郷も含めてとてもきれいな街でした。

翌日は高知に宿泊予定であったため、愛媛から山道を 150 km 位走って高知に向かい、竜馬記念館や桂浜など竜馬ゆかりの場所をメインに観光をし、



夫が龍馬に！

夕食にはカツオのたたきをたらふく食べました。

そして翌日には徳島に宿泊予定であったため、徳島に向かう途中結構な山を越えながら秘境温泉に入ったり川下りなどの観光をしつつ徳島に着きました。最終日は鳴門のうずしおを見る観光船に乗って、帰路に着きました。

初めて四国に行った感想は、予想外に山の部分が多いと言う事と、海に囲まれているため海の幸が美味しいという事でした。日本国内もまだまだ知らないところがたくさんあるなあと思ったので、色々行ってみたいと思います。



道後温泉を撮影！

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info